

労災保険による二次健康診断が 無料で受診できます。

～「過労死」等の発生の予防を目的とする保険給付～

労働安全衛生法に基づく定期健康診断、雇入れ時健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます。）において、「過労死」等の原因である脳血管疾患及び心臓疾患（以下「脳・心臓疾患」といいます。）に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導が受けられます。

❖対象者

一次健康診断の結果、以下の4検査項目のすべてで「異常所見」が認められ、脳・心臓疾患の症状を有していない方。

血圧検査

血中脂質検査

血糖検査

腹囲の検査又は
肥満度(BMI)測定

※以上の4つの検査のうち、1つ以上の項目で異常なしの所見があるが、それらの検査項目について、就業環境等を総合的に勘案すれば、異常の所見が認められると産業医等から診断された方も受診できます。

❖内 容

二次健康診断

（脳血管及び心臓の状態を把握する検査）

- ・空腹時血中脂質検査
- ・空腹時血糖値検査
- ・ヘモグロビンA1c検査
（一次健康診断でヘモグロビンA1c検査を行っていない場合に限り）
- ・負荷心電図検査、心エコー検査のいずれか一方
- ・頸部エコー検査
- ・微量アルブミン尿検査
（一次健康診断の尿蛋白検査で（±）又は（+）の所見があった場合に限り）

+

特定保健指導

（医師又は保健師による指導）

- ※二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は特定保健指導は実施されません。
- ・栄養指導
（必要なカロリーの摂取等、食生活の指針を示す指導）
 - ・運動指導
（必要な運動の指針を示す指導）
 - ・生活指導
（生活習慣に関する指導）

❖実施施設 / 山形労働局長が指定する医療機関（山形労働局ホームページより確認して下さい。）

※山形労働局のホームページ

http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijun/rousai/01_5.html
で確認するか、山形労働局023-624-8227へ直接お問い合わせ願います。

❖注意事項

- ・原則として、一次健康診断の受診日から3か月以内での医療機関への申し込みが必要です。
- ・当該制度は、一人当たり1年度内に1回だけ活用することができます。
- ・労災保険における特別加入者は対象外です。